

製造業事業主の皆様へ 「工業統計調査」に「協 力ください！」

☎1004916



総務省・
経済産業省
では、6月
1日現在で「2019年工業統
計調査」を全国一斉に実施しま
す。

事業所へは、知事が任命し
た統計調査員が5月中旬から
お伺いします。

ご回答いただいた内容は統
計法に基づき秘密が厳守され
ますので、正確なご記入をお
願います。

▼総務課

☎233506 [FAX]230180

ララグランに 『花のモニュメント』を 設置しました

三河田原駅前のララグラン
に、花のモニュメントを設置
しました。

これは花の産出額日本一を
誇る花のまち田原市の一層の
PRのため、市内で生産、自生
する花と蝶を配置した高さ4

mの作品で、作者は^{おおまきしんじ}大巻伸嗣氏。作品名は「Immortal Flowers」で、夜間ライトアップもあり、人気のフォトスポットとなることを期待しています。

▼街づくり推進課
☎233535 [FAX]223811



地区計画区域内での 行為などの届け出

ID100222

地区の特性にふさわしい態
様を備えた良好な居住環境を
実現するため、道路、公園な
どの配置や建築物の用途や形
態などに関するルールである
地区計画を、以下の地域で指
定しています。

指定地域

- 田原木綿畑
- 田原片西
- シーサイド田原光崎
- 臨海田原1区

- 田原浦鬼塚内陸企業団地
- 田原蒲片
- 大久保団地

届け出：地区計画の区域内に
おいて、土地の区画形質の変
更、建築物の建築などを行う
場合は、着手日の30日前まで
に届け出が必要

▼街づくり推進課
☎233535 [FAX]223811

大規模な開発行為は 事前協議が必要です

ID1001504

本市では、土地の秩序ある
利用と保全を図ることを目的
として、「田原市土地開発行
為に関する指導要綱」を定め
ています。市内で開発行為を
行う場合は、あらかじめ、市
との協議が必要になります。
対象：市街化調整区域における
開発区域面積が3000㎡以上
上1万㎡未満の開発行為（1万
㎡以上の場合、「愛知県土
地開発行為に関する指導要綱」
の対象）

※【開発行為】住宅用地、工
場用地、ゴルフ場用地、太陽
光発電施設用地などの造成、

土石の採取、鉱物の採掘、水面
の埋め立てまたは干拓、しゅん
せつ、廃棄物の埋め立て、その
他土地の区画形質の変更

▼街づくり推進課
☎233535 [FAX]223811

大規模な土地取引は 届け出が必要です

ID1001504

一定面積以上のまとまった
土地取引を行う場合には、国
土利用計画法や公有地の拡大
の推進に関する法律に基づ
き、面積などに応じて届け出
が必要です。

契約前に必要な届け出

対象：市街化区域に属する
5000㎡以上の土地取引に
際し、土地を譲り渡そうとす
る人 届け出時期：土地売買
契約を行う前（一定期間契約
行為が制限されます）

契約後に必要な届け出

対象：市街化区域に属する
2000㎡以上の土地また
は市街化調整区域に属する
5000㎡以上の土地取引に
際し、土地を譲り受けた人
届出時期：土地売買契約日を

含め2週間以内

▼街づくり推進課
☎233535 [FAX]223811

東三河都市計画の変更

ID10006207

愛知県が人口減少・超高齢
社会の到来や大規模自然災害
への対応など、さまざまな社
会経済情勢などの変化に的確
に対応することを目的に変更
手続きを行っていた次の都市
計画について、3月29日付け
で法手続きが終了しました。

- 東三河都市計画区域の整
備、開発の方針
- 東三河都市計画区域区分
- 東三河都市計画臨港地区

また、愛知県が決定する都
市計画の変更に伴い、本市が
決定する次の都市計画の変更
手続きも合わせて終了しまし
た。

- 東三河都市計画用途地域
- 東三河都市計画地区計画
（木綿畑地区計画）

なお、関係図書の縦覧は窓
口で行っています。

▼街づくり推進課
☎233535 [FAX]223811